



山梨労働局発表
平成28年12月21日

年末年始無災害運動における建設業一斉監督の実施結果について

～114作業現場に対して監督指導を実施、違反現場率は昨年より微減～

山梨労働局(局長 能坂正徳)では、年末年始無災害運動の一環として、平成28年12月1日から12日までの間、局内の3労働基準監督署(*1)において建設工事現場に対する集中的な監督指導を実施しました。結果は次のとおりです。

1 監督指導結果の概要(詳細は別紙参照)

期間中に3労働基準監督署が監督指導を実施した建設工事現場数は114現場(昨年133現場)。このうち、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)に関する違反が認められたものは42現場(36.8%)で、昨年の53現場(39.8%)より3%減少した。

安衛法違反が認められた42現場に対し、是正勧告(*2)を行ったほか、死亡災害等の重篤な労働災害につながる危険性の高い違反があった7現場に対しては、当該違反が是正されるまで、立入禁止等の行政処分を行った。

違反の内容をみると、元方事業者が関係請負人を適切に指導していないものが21現場(昨年31現場)と最も多く、次いで、ドラグ・ショベル等の車両系建設機械の運転席から離れる場合の措置が講じられていないものが9現場、高さ2メートル以上の作業場所からの墜落防止措置が適切に講じられていないものが6現場あった。

12月15日現在、違反の認められた42現場のうち39現場(立入禁止等の行政処分を行った7現場を含む。)において是正されたことを確認した。残る現場についても、速やかに是正されるよう、関係事業場を指導している。

*1 管内3労働基準監督署とは、甲府、都留、鯉沢の3労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が労働関係法令違反を認めた場合、期日を定めて違反の是正を求める文書(是正勧告書)を交付し、報告書の提出や再監督を行うことにより、その是正を確認することとしている。

2 今後の方針について

建設工事現場における安衛法違反については、死亡災害等重篤な労働災害の発生につながる危険性が高く、また、平成28年の死亡災害が全産業で減少(12件→9件)している中、建設業においては増加(3件→5件)していることから、引き続き、建設工事現場に対する監督指導等を実施し、労働災害防止対策の徹底を図っていくこととしています。

また、今回の結果を踏まえ、発注機関及び関係団体に対し、別添1及び別添2により労働災害防止対策の徹底について要請を行いました。

法違反の概要

主な法違反事項		主な法違反の概要
事 項	現場数	
元方事業者の関係請負人に対する指導違反	21 (18.4%)	・元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように、必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
運転位置から離れる場合の措置	9 (7.9%)	・車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、バケット、ジッパー等の作業装置を地上に下ろすこと、原動機を止め、走行ブレーキをかける等の逸走防止措置を講じさせなければならないが、これを怠っていたこと。
高さ2m以上の作業場所からの墜落防止措置の未実施 (立入禁止及び変更命令の行政処分)	7 (6.1%)	・高さ2m以上の足場には、手すり、中さん、幅木等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 ・高さ2m以上の作業床の端や開口部には、囲い、手すり等を設け、墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。

注 現場数の()内は、監督指導実施現場数からの比率。

山梨労発基 1221 第 4 号
平成 28 年 12 月 21 日

別記の発注機関の長 殿

山 梨 労 働 局 長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進に当たり格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年の労働災害は、前年同期に比べ全産業における労働災害は減少する中、建設業においては、休業災害は減少しているものの死亡災害は増加し、全産業 9 件中 5 件と過半数を占めていることを憂慮しております。

山梨労働局においては、平成 28 年 12 月 1 日から 12 日までの間、管内建設工事現場に対し集中的な監督指導を行ったところ、監督指導実施現場のうち 36.8%において労働安全衛生法違反が認められました。

このような状況を踏まえ、特に、墜落・転落災害の防止及び車両系建設機械の安全な使用等の下請事業者に対する適切な指導について元方事業者に御指導いただきま
すようお願いいたします。

なお、法違反の概要を添付いたしますので、指導に当たり御活用ください。

山梨労発基 1221 第 4 号
平成 28 年 12 月 21 日

別記の関係団体の長 殿

山梨労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について

日頃より、労働行政の推進に当たり格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年の労働災害は、前年同期に比べ全産業における労働災害は減少する中、建設業においては、休業災害は減少しているものの、死亡災害は増加し、全産業 9 件中 5 件と過半数を占めていることを憂慮しております。

山梨労働局においては、平成 28 年 12 月 1 日から 12 日までの間、管内建設工事現場に対し集中的な監督指導を行ったところ、監督指導実施現場のうち 36.8%において労働安全衛生法違反が認められました。

このような状況を踏まえ、特に、墜落・転落災害の防止、及び、車両系建設機械の安全な使用等の下請事業者に対する適切な指導について元方事業者に御指導いただきますようお願いいたします。

なお、法違反の概要を添付いたしますので、指導に当たり御活用ください。

記

1 墜落・転落災害の防止

墜落等による重篤な災害が発生するおそれが高いため立入禁止等を命じた現場が依然として認められた。

高所からの墜落・転落災害は、死亡等重篤な災害に直結する可能性が非常に高いことから、手すりの設置や安全帯の確実な使用といった墜落防止対策を徹底して行うこと。

2 元方事業者による下請事業者への適切な指導

監督指導を実施した建設工事現場の 18.4%において、元方事業者が関係請負人に対し、法令に違反しないための必要な指導を適切に行っていなかった。

建設工事現場においては、複数の事業者による作業が混在しており、工事の一部を請け負う下請事業者単独では十分な労働災害防止対策を講じることが困難な場合があるので、工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、車両系建設機械の安全な使用等を下請事業者に適切に指導することにより、元方事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止に努めること。

【発注機関】

甲府河川国道事務所
富士川砂防事務所
山梨森林管理事務所
山梨県

【関係団体】

山梨県建設業協会
山梨県治山林道協会
山梨県土地改良協会
山梨県労働基準協会連合会
建設業労働災害防止協会山梨県支部
建設荷役車両安全技術協会山梨県支部